

渋川市イエローチョーク作戦実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の環境美化意識の高揚及びボランティア活動の活性化を図り市民との協働による、清潔で美しいまちづくりを推進するため、イエローチョーク作戦を実施する市民に対する支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) イエローチョーク 黄色いチョークをいう。
- (2) イエローチョーク作戦 道路上に放置された犬のふんの周囲をイエローチョークで囲み、その横に日時を記すことによって放置した飼い主に、困っている人や迷惑を被っている人がいることを伝える活動をいう。
- (3) 市民 市内に在住する個人をいう。

(届出)

第3条 イエローチョーク作戦を行おうとする者（以下「実施者」という。）は、事前に渋川市イエローチョーク作戦実施届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、イエローチョークを実施者に配布するものとする。

(実施方法)

第4条 実施者は、次に掲げる方法により作戦を実施するものとする

- (1) 道路上に放置された犬のふんの周囲をイエローチョークで囲む。
- (2) 当該ふんの横に発見した日時を路面に記入する。
- (3) 日又は時間を変えて当該ふんの状況を再度確認した際に、そのままふんが放置されていたときは確認した日時を、ふんが除去されていたときは確認した日時とともに「なし」と記入する。

2 実施地域は、市内の実施者が居住する地域とする。

(遵守事項)

第5条 実施者は、次に掲げる事項を遵守して作戦を実施しなければならない。

- (1) 前条の実施方法に従うこと。
- (2) 私有地、他人の管理地では、作戦を実施しないこと。
- (3) 歩行者、自動車等の妨げとならないよう注意すること。

(活動の中止又は変更)

第6条 実施者は、イエローチョーク作戦を中止し、又はその内容を変更したときは、速やかに市長に報告するとともに、市長の指示に基づき、イエローチョークを返却しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。